



[illegible]

|     |                                             |     |                                                       |     |                                                 |     |                                              |     |                                      |
|-----|---------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------|-----|--------------------------------------|
| 一〇四 | 千代田橋梁促進の請願<br>(高倉定助君紹介)(第一二〇九号)             | 二二六 | 国道延岡、岩間道路改修促進の請願(佐藤重雄君外五名紹介)(第一二五六号)                  | 二二七 | 国際観光温泉文化都市として伊東市に国庫補助金交付の請願(島山鶴吉君紹介)(第一三三三三号)   | 一三八 | 関する請願(山本久雄君紹介)(第一五二二二号)                      | 一四八 | 名紹介(第一五五九号)                          |
| 一〇五 | オウゴン原野電源開発道路開設の請願(高倉定助君紹介)(第一二四四号)          | 二二七 | 県道延岡三角線を国道一級路線に編入の請願(佐藤重雄君外八名紹介)(第一二五七号)              | 二二八 | 県道宇治山田吉津線及び吉津長島線改修工事施行の請願(中村清君紹介)(第一三九六号)       | 一三九 | 道路法及び同法施行令の一部改正に関する請願(野村専太郎君紹介)(第一五三三三号)     | 一四九 | 多摩川堤防外地域の砂利採取禁止の請願(栗山長次郎君紹介)(第一五八四号) |
| 一〇六 | 治水、利水予算増額に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第一二四六号)           | 二二八 | 国道三十四号線中新橋、相生橋間に軍港都市転換法による補装工事施行の請願(大石ヨシエ君紹介)(第一二九〇号) | 二二九 | 県道川津浜、入谷間海岸道路改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第一三九七号)         | 一四〇 | 吉井川上流原及び新森原地区に堤防築設の請願(大村清一君紹介)(第一五五〇号)       | 一四九 | 北上川中流の改修工事施行に関する請願(浅利三朗君紹介)(第一六六九号)  |
| 一〇七 | 菱海村地内久富川に砂防工事施行の請願(周東英雄君紹介)(第一二四七号)         | 二二九 | 国道三十四号線中相生橋、余部上十一丁目間の道路改修の請願(大石ヨシエ君紹介)(第一二九〇号)        | 一三〇 | 福良、阿万両町間に直通道路開設の請願(塩田賀四郎君紹介)(第一三九九号)            | 一四一 | 吉井川上流原及び新森原地区に堤防築設の請願(大村清一君紹介)(第一五五〇号)       |     |                                      |
| 一〇八 | サロベツ川を日本海に切替の請願(玉置信一君紹介)(第一二四八号)            | 二三〇 | 下田、修善寺間道路改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第一三三三三号)                  | 一三一 | 浦臼、奈井江両村間の石狩川に架橋の請願(篠田弘作君紹介)(第一四〇〇号)            | 一四二 | 熱海市の温泉開発事業費国庫補助等に関する請願(島山鶴吉君紹介)(第一五五二二号)     |     |                                      |
| 一〇九 | 阿沙流、徳清間開拓道路開設の請願(玉置信一君紹介)(第一二四九号)           | 二三一 | 災害復旧費全額国庫負担に関する請願(江崎真澄君紹介)(第一三三三三号)                   | 一三二 | 網代、宇佐美間道路改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第一四〇一〇号)            | 一四三 | 新丹那トンネル開き、工事継続に関する請願(島山鶴吉君紹介)(第一五五四号)        |     |                                      |
| 一一〇 | 渡川砂防工事施行の請願(長野長廣君紹介)(第一二五〇号)                | 二三二 | 伊東、三島間道路補装促進の請願(島山鶴吉君紹介)(第一三三七七号)                     | 一三三 | 伊東市、修善寺間を観光道路として改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第一四〇二二号)     | 一四四 | 熱海、三島間を観光道路として改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第一五五五号)     |     |                                      |
| 一一一 | 砂防予算増額並びに東の川線大柱山砂防えん堤修築の請願(長野長廣君紹介)(第一二五一号) | 二三三 | 滑川改修工事施行の請願(圓谷光衛君紹介)(第一三三八号)                          | 一三四 | 伊東十足間を観光道路として改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第一四〇三三号)        | 一四五 | 熱海、三島間を観光道路として改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第一五五五号)     |     |                                      |
| 一二二 | 茂岩橋を永久橋に架替等の請願(高倉定助君紹介)(第一二五二二号)            | 二三四 | 長柄池築設促進の請願(島田末信君紹介)(第一三三三一四号)                         | 一三五 | 山道田方郡宇佐美、大仁間を観光道路として改修工事施行の請願(島山鶴吉君紹介)(第一四〇四四号) | 一四六 | 国際観光温泉文化都市として熱海市に国庫補助金交付の請願(島山鶴吉君紹介)(第一五五八号) |     |                                      |
| 一二三 | 下ノ加江川に砂防えん堤築設費国庫補助の請願(長野長庫君紹介)(第一二五三三号)     | 二三五 | 府県道勝沼大月線道路改修並びに国道編入の請願(今村忠助君外六名紹介)(第一二五六号)            | 一三六 | 権沢、大曾根両村間の町村道を県道に編入の請願(松浦東介君紹介)(第一四六一号)         | 一四七 | 国費による中仙道以東地区五河川の排水工事施行に関する請願(中島守利君外四         |     |                                      |
| 一二四 | 利別川治水工事費国庫補助の請願(高倉定助君紹介)(第一二五四号)            | 一二五 | 砂防予算増額並びに伊予野川に砂防えん堤築設の請願(長野長廣君紹介)(第一二五五号)             | 一三七 | 田吹川災害復旧工事促進に                                    | 一四七 | 国費による中仙道以東地区五河川の排水工事施行に関する請願(中島守利君外四         |     |                                      |

出水ともなりますれば、堤防の決壊、耕地の流失、人畜に対する悲惨事を見ざるとは保証したいものがありますから、これが対策としてすみやかに災害の復旧工事、砂防工事または根本的治水対策の樹立等を要望いたすものであります。

第二の道路関係の請願につきましては、これまた道路はその荒廢のはなはだしいものがありますから、すみやかに国道、県道等の改修をいたしまして、全国的道路組織の整備をはかりまして、重要物資の大量輸送を確保いたし、もつて国家経済の発展策を講ぜられたいという要望であります。

第三の都市関係の請願につきましては、都市建設事業は終戦後多少の改善を見たのでありますが、いまだきわめて不満足の状態にあり、遅々として進捗せざるものがありますから、都市建設の促進を要望いたすものであります。

その他の請願につきましては、国土の総合開発計画の促進等重要なものであります。

よつて右百四十九件の請願は、昨三十日の小委員会におきまして内容の審査を終了いたしました。各請願の取扱ひについて慎重に検討いたしました結果、本小委員会といたしましては、いづれも適切妥當なもの認め、衆議院規則第七十八条により、議院の會議に付するを要するものとし、採択の上、内閣に送付すべきものと決した次第であります。

以上簡單ながら、請願審査に関する小委員会において審査いたしました経過を御報告申し上げます。

○藥師神委員長 お諮りいたします。

ただいまの請願審査に関する小平小委員長長の報告の通り、本日の請願日程全部について議院の會議に付するを要するものとし、採択の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藥師神委員長 御異議がなければさように決します。

なおただいま採択いたしました各請願に対する委員会の報告書につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藥師神委員長 御異議がなければさように決定いたします。

○藥師神委員長 次に河川法の一部を改正する法律案を議題といたします。本日は、提案者以外に伊藤河川局長、富田運輸省土木課長も臨席されておりますから、念のために申し上げます。

まず提案者西村英一君より提案理由の説明を聴取することにいたします。西村君。

河川法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律

河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。第三十二条第二項を次のように改める。

河川ニ関スル工事ニ因リテ必要ヲ生シタル他ノ工事ニシテ其ノ目的タル工作物ノ管理ノ費用ヲ公共団体若ハ私人ニ於テ負担スルモノニ付テハ其ノ工事ニ要スル費用ハ工事ノ必要ヲ生シタル程度ニ於テ河川ニ関スル

費用ヲ負担スル者ノ負担トス但シ其ノ工事ニ因リ公共団体若ハ私人カ特ニ利益ヲ受クル場合ニハ其ノ利益ヲ受クル限度ニ於テ之ニ其ノ費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○西村(英)委員 ただいま議題になりました河川法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して、提案の理由を御説明申し上げます。

現行河川法は、明治二十九年に制定を見たものでありまして、きわめて古い法律であります。これを政治、社会、経済の各般にわたる着々とその民主化が進められていく今日から見ますれば、時代に即応しないものが多く、その全面的な改正を考慮しなければならぬ趨勢にありますことは御承知の通りであります。なかんずく同法第三十二条は、河川に関する工事の費用分担を規定している条文でありまして、河川そのものの工事と、河川工事を施行することによつて必要となる種々の附帯工事、たとえば鉄道橋梁の嵩上あるいは谷間拡張とか、道路橋の嵩上あるいは谷間拡張とか、農事用水排水施設の変更というような附帯工事がある場合の費用負担を定めてある条文であります。この場合、現行河川法の建前は、原則として附帯工事の管理者がその附帯工事に必要なる費用を負担するといふように規定されております。ただ政令によつて、これを三分の二まで補助することができるといふことになつてゐるのであります。すなわち一例を町村管理の用排水施設にとりま

と、河川改修に伴うこれらの施設の移築改築等が必要なる場合は、その管理者である町村が負担する建前でありまして、政令によりまして、三分の二の補助を受けられる場合でも、三分の一は管理者が負担することとなるのであります。この思想は、現行河川法がきわめて古い時代のもので、国家権力のはなはだ強い時代の考え方でありまして、これを今日から見ますれば、はなはだしく時代に即応しないものがあると考えられる次第であります。ゆえに本法律案の改正趣旨は、かような場合においては、その工事の必要を生ぜしめた原因者が負担することが妥當でありまして、特にその管理者に受益がある場合は、その限度で、受益者一部を負担するように改正しようとするのであります。現行法第三十二条の適用は、河川改修工事のすみやかなる進行が要望されております今日、むしろ工事促進をはばむ原因ともなりますので、同条を原因者負担の精神に改正せんとする次第であります。以上が本法律案の大意であります。

次に、その理由をいさ少し詳細に申し上げます。第一の理由として、現行河川法第三十二条は、第一項と第二項から成つておりまして、これをよく検討いたしますと、同条第一項と第二項とは矛盾し、大いに均衡を失つてゐるのであります。すなわち第一項は、他の工事によつて河川工事の必要を生じた場合、この河川工事の負担は、その原因者が負担するとしてあるにかかわらず、第二項は、河川工事によつて必要を生じた他の工事、いわゆる附帯工事の費用は、この附帯工事の管理者をして負担せしむる

こととしてゐるのであります。両者の間にはあまりにも均衡を失ひ、公平の精神に反するといわざるを得ないのであります。かくのごとく河川法自体においてはなほ矛盾せる考え方がなされておりますのは、最前も申し上げましたように、国家権力によつて一方的に強制しているような感じがいたすのであります。現在の社会情勢にかんがみまして、第一項の精神と同様第二項も原因者負担とすべきが當然でありまして、もし附帯工事の施行によつて特定の利益が管理者にある場合には、その受益の限度によつて、その者に費用の一部を負担せしむることが、費用負担の公平の精神に合致するものと考えらるべきであります。

第二の理由といたしましては、現行道路法と比較しての矛盾についてであります。御承知のように、現行道路法は、大正八年制定されまして、河川法に比しては新しい法律であります。同法におきましては、第四十一条において、道路附帯工事の費用は、道路工事の費用負担者が負担する。すなわち原因者負担の建前をとつておるのであります。河川法の場合と原則を逆にしておるのであります。近代法の精神が、かような場合に原因者負担であることは明瞭であり、また公平の精神にも合致するものと存するのであります。河川法と道路法においては、かくのごとく関連法規間の矛盾があります。この場合、道路法の原因者負担の精神を貫いてゐるのであります。すなわち河川の附帯工事をもし道路である場合は、河川法によりますれば、この附帯道路工事の費用は、道路管理者の負担となり、道路法の原則たる原因者負担

と相反することとなるので、道路法第六十三条第八号によりまして、かかる場合でも河川法第三十二条は適用しないこととしたらして、原因者負担の精神を一貫させているのであります。

第三の理由としては、現行河川法第三十二条の規定は、その取扱い上、首尾一貫せず、行政上好ましくない点があると思ふのであります。すなわち河川附帯工事に対しては、政令によりまして、三分の二まで国庫補助をなし得ることとしたらして、特別の場合、全額補助をなし得るようになつて

おりますが、河川附帯工事は、市町村あるいは公共組合管理の排水施設がその件数において大半を占めておりますが、地方財政窮乏の今日におきましては、その特例が一般例となつておるところもあり、あるいは三分の一負担せしめられてゐる場合もありまして、当事者の考え次第で負担に差異を生ずるような次第でありまして、行政上好ましいことではないのであります。

これを費用負担の原則を、原因者負担という、すつきりした合理的改正を行ひますれば、その取扱いも公正を期し得られると考えるのであります。

第四の理由としては、現行河川法第三十二条第二項の規定は、河川改修の促進に對しまして、支障を来してゐるという点であります。昨今河川災害は激増の一途をたどりつつあります。

河川改修のすみやかなる進捗が要請されておりますので、その附帯工事の費用を、一方的な考え方によつて地方鉄道、あるいは地方公共団体等にその工事費を負担せしむことは、かなり無理なる場合が多く、ために河川改修に一大支障を来してゐるのであります。

す。御承知の通り河川改修は、公害を除去するために、一貫してすみやかに施行することによりまして、その効果を上げ得るのであります。現行法第三十二条第二項の一方的な取扱いでは、その円滑なる進捗を期しがたいのであります。

以上が、本法律案を提案いたしましたおもなる理由でございます。

最後に、本法律案は河川法全文と文等を歩調を合わせるために、かなり読みにくいようには感ぜられますが、これは、以上申し上げましたような理由によりまして、御了承を願ひたいと存する次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いし、提案理由の説明にかえたいと思ひます。

○農林部委員長 それではただいまより質疑に入ります。小平君。

○小平(久)委員 ただいま御提案になられました河川法の一部を改正する法律案につきましては、御趣旨はたいへん私もけっこうであると思ひますが、ただいま、提案者の説明にもありましたが、河川改修に伴ひまして、他の施設を同時に改修しなければならぬという場合、なか／＼今まで費用の負担の關係で思うように工事が足りなかつたというのをわれ／＼日ごろ遺憾に思つておりますので、これが今回の河川法の改正におきまして除去されることは非常にけっこうなことだと思ふのであります。ただこの法案におきまして、今度は原因者負担という方針を確立いたしましたして、河川改修の結果、他の施設を管理するもの、あるいは所有するもの等が利益を受ける場合には、その利益を受ける限度においてこれにその費用の一部を負担させることができるという御趣旨のようでありまして、他の公共団体あるいは私人が利益を受ける場合において、その利益を受ける限度というものが、また實際問題として問題になるのじやないかと思ふのであります。その判定と申しますか、算定についてはどういう方法で大体おやりになりますか、この点御質問申し上げます。

○西村(英)委員 但書の特に利益を受ける場合、この利益ということとは、大體附帯工事の場合であります。鉄道の橋梁を上げるとか、窪道を延ばすとか、あるいは道路の場合というやうな、一般的の場合の積極的な利益というものはあまり多くは考えられない。しかしこれは皆無ではないのでござい

ます。用排水の施設等におきましては、變更することによつて、その位置その他その場所によりまして特別な利益がある場合がないわけではないのであります。それらの場合におきまして、この法律でどういふやうな場合と

いうことを定めることはできませんので、やはり行政上の取扱いで、両者の協議になるというところなるかと思ふのであります。

○小平(久)委員 ただいまの御説明のようによつて、両者の協議ということになると思ひますが、ただ当局も見えておりますから、私はこの機会に一応希望を申し述べたいことは、せつかくこういふ改正ができたのでありますから、多少他に利益を受けるものが出まして、その利益をあまり過大に見て、せ

つかく法律ができた精神がまた殺されたいと思ひます。

それからこれは提案者に伺うのではあります。むしろ建設省の方に伺ひたいと思ひますが、この法律の精神は、先ほどもお話のありました通り、原因者負担という方針を確立したわけでありまして、しかもこの場合は河川改修を行うために他の工事を必要とする、こつた場合のことをいつておるわけなのであります。また道に河川改修を行わなければならない他の工事を必要とする場合が非常に多いのです。これは関連した事項になります。こ

ういふ場合においては、原因者負担の方針を貫くならば、河川改修を行わざるために、他のものがある種の工事をす

るといふ場合が非常に多いと思ひます。具体的に申すならば、河川改修が行われないために、内水の排水施設等も相当やらなければならぬ。こつた事象が多いことは河川局長もよく御存じだと思ふのですが、今回の法律改正の精神を貫くならば、当然これは原因者である当局がやはり負担して行くといふ方針に基いて、何らかの措置が必要でないかと考えられるのであります。この点についてひとつ当局の御意見を承りたい。

○伊藤(大)政府委員 河川の管理者といたしまして、河川の状態をよくして行くことは河川管理者の一つの義務ではございます。従つて河川管理者といひましたし、予算のある限りこの方面につきましては十分に善処して行くべきではございますが、それは自然の状

態をます／＼よくして行くという面におきましての責任を担ひたいとしておるわけではございません。従つてまだ手がつかない。それは結局金の問題となりませんが、それに合せてやつて行くのであります。以前よりよくして行くといふ点におきまして、河川管理者としては善処いたすべきであります。たまたま金の面から行きまして、その状態をさらによくして行けなかつたという場合におきまして、そのほかの工事を、どういふ工事が知りませんが、やるといふことは、ちよつと責任が負えないかと存じております。

○小平(久)委員 その点はひとつ今後御研究願ひたいと思ひます。

もう一つ伺ひたいことは、たとえば河川改修のために大きなダムをつくるやうな場合に、道路のつけかえといふ問題が当然起ると思ひます。今回の場合も、この改正の趣旨から申しますならば、それはやはり建設省で同時に道路の改修費も持つのだという趣旨と思ふのであります。その道路が県道あるいは町村道といふやうな場合にも、實際建設省で持つということになるのかどうか伺ひたい。

○伊藤(大)政府委員 この法律で参りますと、今のような河川工事の附帯工事としてどうしても必要な道路のつけかえ、改築といふ問題は、他の工事といたしまして取扱われるのであります。から、建設省といふよりは、むしろ河川費でこの關係を負担するといふ關係になるのであります。これが建設省の補助の対象となつておる場合におきましては、その費用をいたして補助して行く、こつたことになるわけ

であります。

五

第一類第十六号 建設委員会議録第十八号 昭和二十六年三月三十一日

○小平(久)委員 その場合に、たとえ見返り資金で工事の負担をやつておられます。そういう場合には今のところでは全額国庫の負担でやつておられるわけですが、道路の改修が必要になつたという場合は、一体その道路のつけかえ費というふうなものも全額国庫で持つことになりませんか。それとも例の地元負担というものがやはりつきまとうことになりませんか。

○伊藤(大)政府委員 見返り資金の關係につきましては、これをその河川費——直轄工事と同様に府県に負担させるかどうかということにつきましては、一応負担させるという方針があるやうであります。ただその負担をどういうふうにするか、どれくらいか、年度にまたがつてするかということにつきましては、まだはつきりきまつておりません。それで見返り資金の問題は例外であります。そのほかの直轄で施行いたします河川工事の問題に例をとりますならば、国費といたしまして当然出します金の三分の一が地元の負担になるわけでございます。その国の出します河川費の中に、いわゆる附帯工事の費用が含まれるわけです。この附帯工事につきましては、河川費の負担といたしまして、地元は三分の一以上負担する、こういうことになりました。

○小平(久)委員 その点が地元からすれば心配なのであつて、ダム建設に伴う道路の建設ということも、当然ダムをつくるようなところですから、なかなか道路をつくるにも金がかかるわけですね。その場合に、ただいまのところ見返り資金による工事というものの、ついでに地元負担はわかつていない、

こういう御説明であります。当然附随的な道路のつけかえについても、地元負担させるかどうかかわからぬということになると思ふのであります。この点はダムの工事等に伴う当然のことであつて、道路をつけかえることが必ずしも地元利益をたらすとも限らない。かりに利益があつても、地元だけの利益とも限らないのであります。この点については、今後地元負担というものをやはりなるべく少いようにして、やつてもらいたいことを希望してこの際私の質問は終ります。

○前田(榮)委員 提案者に御質問申し上げますが、問題によりましては河川局長の方からの御答弁でもよろしいです。からお答えをお願いしたいと思います。

まず第一に、今小平委員から御質問になりました、利益を受ける場合は、「其ノ利益ヲ受クル限度ニ於テ之ニ其ノ費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得」という条項が、今御答弁によりまして、利益を受ける方と管理者との間において話し合ひによつて最終決定ができるものだと考へる、こういうふうに御答弁なされたのであります。大抵現実におきましては、さうなことになるやうと私も想像いたしておるのであります。が、法律といたしましては、その場の事情や、その交渉の相手等によつて、心算の強い、がんばり抜いた方が得をして、いわゆる正直者がばかを見るやうな現象が起らないとも保証はできないと思ふのであります。従つて、こういうすきを与えるやうな法律は、適当でないと思ふのであります。最終決定をされる場合においては、たとえば委員をつくつてやるのかというやうなことで、公正に額を決定する一つの機構をここで明示すべきではないか、かように考へるわけでありまして、これは今までのやうな処置がとられておるか。それからこの法律を提案される方では、そういう場合はないと考へてかようなことを御提案なされたのか、この点をまず第一にお伺ひいたしたいと思ふのであります。

○西村(英)委員 ただいまの前田さんの御質問は非常にこもつともでありまして、そういう場合につきまして、両者の協議によつてやれば、非常にいいまいになるのじやないかというやうな話は一応わかるのであります。しかしながら河川法と同様な道路法にいたしましても、あるいは都市計画法にいたしましても、受益者がある場合は費用を負担するのだという原則をきめておるのであります。その原則に基いて、やはり行政上の措置が行われるわけでありまして、あるいはさういうやうな利益の認定にはある種のやうな機関も必要かと思はれますが、この三十二条の改正におきましては、その点までは考へなかつたのであります。さういふ利益の限度はやはり積極的な利益とすることを意味するのじやなからうかと思ひます。たとえば河川を直します場合に、河川を直すこと自身が公害を除去するためでありまして、一般の人がそれによつて利益を受けるのは当然であります。しかしそこに特定の積極的な利益があるというやうな場合を指すことが妥当ではないかと思はれます。さういふ解釈をいたしますれば、その間の交渉等もきわめて明瞭になるのではなからうかと思つておるのであります。

○前田(榮)委員 もちろんただいま御説明になりましたやうに、特定の利益に限定されるのであります。この特定の利益の場合において問題になるのであります。利益を受ける方と、その工事の管理者側——大体工事の管理者側の方で、たとえば直轄河川につきましては、建設省の方で技術的にこれいろ／＼各方面からの調査によつて、特定の利益が百万円なり一千万円なりというところで、受益者の方に御交渉なさることにならうと思ふのであります。それが、それでは百万円と認定されたとして、五十万円しかないのだというやうなことで、問題にならなかつたというのであります。問題になつた場合において、そこで両者の話し合ひということになる。甲の工事の場合に、乙は非常にがんばつたから結局受益者が得をしたけれども、乙はたいへん損をしたというやうなことが起ると想像されるのであります。ことに公共土木については、公正でなければならぬといふことが大事で、その点考慮されるのであつて、さういふ点からも、むしろ河川局長の方から御答弁いただきたい方がいと思ふのであります。この程度の法律でもわれ／＼は一応認めてもいいんじやないかと考へますが、過去においてどういふ状態であつたか、ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○伊藤(大)政府委員 従来におきまして、実は両者間の円満なる話し合ひのついた上で工事にかかつておられるわけでありまして。ただ従来におきましては、先ほど西村委員からお話のございましたやうに、原則はその他の工事の管理者であるといふのであつて、補助令によつてそれをひつくり返したやうなやつことになりまして、三分の二までとし、三分の二まではほとんど問題はなないのですが、三分の二から五分の四とか、あるいは全額というやうな点につきましては、財政状況、いろ／＼の点を相談し合ひまして、両者の間に話し合ひがつかないところは手をつけなかつた、話し合ひをつけてやるというやつことをとつておるのであります。このたびにおきましては、その話し合ひの限度が非常に狭められるという点におきましては、話し合ひも前より円満に行くのではないかと存するわけでありまして。

○前田(榮)委員 次に御尋ね申し上げたいのは、この問題で最も重要に考へる点は、この負担の關係で、町村あるいは水利利用組合等の負担が非常に重くなるというやうな状態については、われ／＼は大賛成なのであります。が、府県財政についてどういふやうになるかという点であります。御承知のやうに今の府県財政は、各府県とも地方税法の改正に伴ひまして非常に幅の広い財源をもつてまかない、ことに二十六年度における地方財政平衡交付金の増額が困難な状態に立ち至つておられる点から考へますと、府県の負担額が従来よりも増額されるやうなことになるやうな、この法律はきわめて合理的であることはわれ／＼も認めるのであります。が、たとい合理的でありましても、現実の今の府県財政の上に影響するやうなことがあつては、さしあたり困る問題だと思ふのであります。その点は、どういふ情勢になつておるか、ひとつ御説明願ひたいと思ふのであります。

○西村(英)委員 ただいまの地方財政あるいは府県に及ぼす影響であります。



であります。準用河川は、この三十二條の適用の対象になつていないように考へておるのでありますが、もしさやうなことになりますと、この準用河川を改修する場合におけるこうした事項等に対して、どういう処理をして行くかということとは、やはりこの三十二條の精神を準用して行われるものではないかと思ふのでありますが、準用河川に対する實際の適用のない場合における影響についてどういうお考えを持つておられるかお尋ね申し上げます。

○伊藤(大)政府委員 三十二條は準用になつていないかと存するのであります。もし間違ひがありましたら訂正いたします。そこで準用河川につきましても、もしこういう御改正が国会において御議決になりますならば、われわれといたしましては、河川の全体の思想統一の意味からいひましても、そういうふうに取り扱うべく府県にも勧奨い

たします。それから補助の対象としても、これをその補助金額の総額の中に加えて参る所存でございます。

○前田(衆)委員　最後にもう一点お尋ねを申し上げておきたのは、国鉄関係であります。国鉄関係は同じ国の施設としてこの三十二条を適用しないことに大体話がついたように承つておるのであります。そういうしますと、この法律の中に、法的な根拠に基づいて適用しないということはいいと私は思うのであります。ただどういう法的な解釈のもとに行われておるのかという事です。これは関係方面が了解したよろしいというだけの情勢だけで、そう解釈するのは変だと思ひますが、これは小委員会でも問題になつたかどうかと思ひますけれども、法的な根拠は

どこに基いておるか、ひとつ御説明願いたいと思います。

○西村(英)委員 国有鉄道との関連性のことについてであります。法律に解釈すると、公共団体または私人というところになっておるのです。前から法律の適用は、国有鉄道にはなかつたのであります。しかし公共団体になりましてからの問題であります。この場合につきましても、本法に特に入れないのであります。公共団体及び私人ということになって、公共団体は入れてないのであります。その国有鉄道に対する費用の負担方につきましては、公共団体が準政府機関としたしまして、やはりこれは両者間でやるといふような程度におきまして、国有鉄道と河川局との間の話合いとか、また最近の閣議決定によつてその負担をきめるというふうな方法に定められてゐる次第であります。

○農林部次官 浅利君。  
○浅利委員 大田君の御質問で了解いたしました。ただ特にこの際確かめておきたいことは、河川に関する工事によつて必要を生じたる他の工事というものの意味及び範囲です。これは従来の法律にある言葉であります。これは、提案者よりも建設当局に同つた方がよいと思つておられますが、この条文から見ると、「他ノ工事ニシテ其ノ目的タル工作物ノ管理」云々とおりますが、工事であつて工作物の場合だけというのであるか、解釈はいろいろありまして、たとえば個人の井戸をなくしてしまふ、これを別のところにつくつてやらなければならぬ。そういうような場合には、これも工作物という範囲に入るか、その点をひとつ

まずもつて伺いたいと思います。

○伊藤(大)政府委員 この、他の工事という言葉は、いろいろ従来からの慣例的な解釈を進めておるわけでありすが、今の井戸の場合のようなものは一定の補償で解決すべきものではないかと思ひます。

○浅利委員 そこで補償の問題となると、また別になるかもしれませんが、河川に関する工事によつて必要を生じたる他の工事という範囲の問題で、もう一べんお伺ひしたい。たとえば堤防のかさ上げをしたために道路のつけかえをしなればならぬ。今度は道路のつけかえをしたために、それに附帯して他の必要な工事が起つて来る。こういう場合には、これは河川に関する必要な工事と見るか、あるいは道路に関する必要な工事と見るか、それは従来の取扱ひはどういうふうになつておりますか、それをお伺ひしたい。

○伊藤(大)政府委員 その必要を生じたという程度の問題でございます。従来のその問題は、道路工事をやりまして場合において必要を生じたる工事として取上げておるものであるかどうかは、その程度による問題だと考へるのでございます。それで道路工事をし、そのために必要を生じたる他の工事として、道路工事において負担されるような限度のものでございませう。これはそれと同一解釈で進めるべきかと存するわけでありませう。

○浅利委員 そこで今度は具体的な問題についてお伺ひしたいと思つております。先般委員会に請願が提出されて採択されておるのでありますが、先年のカザリン、アイオン台風によつて岩手県の一関の磐井川が大災害をこう

むつた。そして堤防の強化のためにかさ上げをして。従つて、自然に道路のつけかえを要するということになつたのであります。ところがその道路のつけかえの方法が、道路の土盛りをするにあらずして、町の道路の上に橋を延長した。そのためにその道路の両側の商店街というものは橋の下になつて、道路に直面したところが、橋の下に直面する、こういうことになつたのであります。これに対して地元から、この新たな橋の高さまで基礎を上げるといふことをやつてもらいたいという請願が出ておるのでありますが、今日までこの問題は何ら解決してない。であるから、そのために不利益をこうむつて、憲法上の所有権に對して重大な侵害を与えたにかかわらず、これが切捨てごめんのかからず、これを切捨てごめんのかからず、これを延長して道路がなくなつて、すなわち橋の高さが道路になつておる。その高きまで住宅の基礎を上げる。橋に面して商店の店舗をつくることの補償をする。あるいはその施設の工事をし、もらいたいというのであります。こういう場合に、それだけの高さに土盛りをするなり、あるいはまた橋と同様に、下にけたなり、あるいはコンクリートの柱を立てて、その上に店舗をつくるというふうな施設をすることは、ここにいう必要を生じたる他の工事といえるか、またその目的たる工作物といえるか、もしいえないとすれば、これが全然認められないということになりまして、重大なる私権の侵害を来すことになりませう。こういうものに対しては、この法律によつて救済の道があ

るかないか。またそういう場合には、政府当局はどういう方法でこれを救済するか、その点について明確なる御意見を承つておきたいと思ひます。

○伊藤(大)政府委員 ただいまの問題につきましても、すでに浅利委員からたび／＼お話を承りまして、その事情非常にお氣の毒と存じておるわけでありませう。この問題の解決が、この法規ではたしてできるかどうかというところについては、若干私的疑問を持つておるものでございませう。結局今のような他の工事というものの解釈の問題でございませうけれども、現在までの取扱ひから行かなくても、こういう問題に關する今までの道路の關係のことをいろいろ聞きましても、これは取上げていらないように思つております。ただ、この救済の問題をどういう方法で行くかというところは、今後さらに法規的研究いたしますが、今のところでは、民法第七百九条の不法行為によるか、その他権利の濫用で行くか、そういう問題の損害賠償というふうな解決の方で行くよりいたしたくないと存じております。なお、こういう問題につきましても、さらに法的解釈が拡大されるとすれば、またそこに開ける道もあると存じます。現在のところにおきましては、その問題についてはこの法規では、ちよつとむずかしいのではないかと存する次第であります。

○浅利委員 そこで問題がさらに紛糾して参るのでありますが、ただいまのよう道路のとりつけを土盛りしてやるということになりますれば、従来の市街地の幅が高くなるのであります。従つてのり敷として、両側に土地の収用の問題が起つて来る。そういう

工法をいたしますれば、土地収用法によつてその土地の収用の結果、改築、新築の必要を生じた場合には、これを補償する道があるのであります。ところが工事実施者は、そういうことをするとかえつて金がかかりませうから、ただ橋の延長でやるのだということでは、市街地の幅一つばいの橋を、十二、三尺の高さからずつと平地まで延長して、そうしてその両側のものは橋の下をながめる。こういう結果になつております。こういうものを何かの方法で救済する道を開かずして放任する。今日までは何らその方法はないというところは、これは明らかに人権を無視し、民生の安定を阻害して顧みないといふことになるのであります。でありますから、もし河川法を改正するならば、そういう場合もまたあわせて考へるべきではないか。この改正の局に当られた際には、この問題について御研究はなかつたか、この問題はひとり河川に限らず、道路の關係においても、立休工作といふような場合にはしばしば起つて来るのであります。大衆は利益をしようけれども、一部の人はそれによつてほとんど生活の根柢を奪われる、これを救済する道は何らないか、これは、立法上の欠陥であるかと思つておられます。政府なりあるいは御提案者は、この問題について何かお考へはなかつたか。そういうところまでは思ひ及ばずしてこの法案をつくられたか。この点について、提案者側の今日までの御研究の結果、政府の将来の方針について明確なる点を伺つておきたいと思ひます。

○西村(英)委員 ただいま浅利委員のおつしやることにつきまして、その例



についてはどう判断しているか知りませんが、大体その必要な工事というものの境界が問題であろうと思うのですけれども、やはりこれは、その河川工事をする場合に、直接その原因になるもの、支障になるものそのものを動かさなければ、あるいはそのものを模倣がえしなれば、河川工事ができないのだというふうに解釈しないといかないのではないかと思います。それ以外にいろ／＼の支障が起る場合は、これはさいぜんも伊藤次長が言われたように、損害の賠償その他の問題でカバーして、利益を擁護してやることは当然のことではありますが、この河川法の精神から行きますれば、やはり直接のものというふうに解釈するのがいいのではないかというふうに私は思っております。その他の問題につきましては、伊藤次長にお伺いする方がましては、伊藤次長に思ふ方が適當かと思うのであります。

○伊藤大政府委員　ただいまのような問題につきまして、實際その局部的な方に迷惑をかけるという問題の解決は、訴訟にたするようなことのないように解決して行くのが、やはりこれも政府の責任だと思つたので、実は土地収用法の改正についても、そういうふうな問題についてできるだけ救済の道も考えてみたいと思つた。それからそのほかの問題につきましても、今後いろ／＼と他の官庁との折衝も続けまして、この解釈が広げられるものならば、何とかそれを進めて行きたい。なおこういう法規で行くべきではなく、民法上の関係で行くというならば、それは訴訟にならない前に何とか話をつけるというようなことを研究するようにして参りたいと思つてゐる。

けでございます。

○淺利委員　最後に申し上げておきたいことは、今の提案者の御説明の、河川工事に直接する範圍というところでありますが、道路のつけかえのごときは、これは河川工事をするときに、当然附帶してなさればならぬことであります。同時に、道路のつけかえによつてそういふ必要を生じたということになれば、これは放任できないものと思つております。ただいままでの御説明を承るというが、法規上これを救済する道はないというが、そうすれば、民法上の損害賠償という以外に救済の道がないのかどうか。もしそういうことでありますならば――将来何らかの施設をなしてやらねばならぬということが明らかになつており、直接その人の損害がはなはだしいにもかかわらず、切捨てごめんのようにこれを放任しておくというよりなことでありますましては、将来これらの工事をすることは、大衆のためには喜ばれまじうけれども、局部の人には非常に恨みを買い、従つて、これらの人が今後の生活を奪われて、この改修工事のために自分らの生業が全然できないということになるのであります。そこで、ある程度その現状を維持し得る程度の工事をなして、そうして損害を与えないようにすることも、いわゆる必要なる工事の範圍であると思うが、そういうような解釈をとるといふお考えはないかどうか。その点について将来どういふふうに保護なされるかということをもう少しはつきり伺つておきたいと思ひます。

○伊藤(大)政府委員　この問題につきましては、先ほどもちよつと触れたの

でございしますが、われ／＼のみによつてこれを決定するということはなかなか困難な問題もございしますので、こういう問題については、関係各省ともよく相談して、しかもまた現在の解釈が拡張できるということになりますれば、そういう点までも考えてやつて参りたいと思つております。しかし現在の段階といたしましては、はつきりこれを申し上げることは困難かと思うのであります。

○高田(勲)委員　ただいま議題になつております本案に対する質疑はこれにて打ち切り、ただちに討論、採決に入らるんことを望みます。

○藥師神委員長　お諮りいたします。ただいまの高田君の動議に御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藥師神委員長　御異議なしと認めます。よつてさように決します。それでは本案に対する質疑はこれにて打ち切ります。

河川法の一部を改正する法律案を議題として討論に入ります。田中角等君。

○田中(角)委員　私は自由党を代表して本案に賛成の意を表するものであります。

本河川法の一部を改正する法律案に盛りられた法律の改正部分につきまして、つとにその改正が要望せられておるものであり、河川改修について一貫性を持たせることは、河川改修の一大進捗が要求せられておる今日、時宜を得たものでありまして、治山、治水対策として一大進歩を來すものとし、提案者の賢明な処置に深く敬意を払うものであります。以上の理由によりまし

て、自由党は賛成をいたすものであります。

○藥師神委員長 増田運也君。

○増田運也委員 河川法の一部を改正する法律案の提出理由は、河川工事により必要を生じた他の工事の費用は、原則として原因者負担とし、特にその工事によつて利益を受ける者がある場合には、その者に費用の一部を負担させることが妥当であるという趣旨であります。私は賛成をいたしますが、目下地方、特に府県財政窮乏の際、さらに府県の負担率が増加するといふ点に難点があるのであります。しかし、この色が關し、政府において特段の考慮を払うようにしていただくことを希望条件として本案に賛成するものであります。

○藥師神委員長 前田榮之助君。

○前田榮之助委員 私は日本社会党を代表いたしましたして本案に賛成するものであります。

ただこの際希望を付しておきますが、この法律の実施に伴ひまして、地方財政、特に都道府県財政に及ぼす影響について、政府は適當な措置を講ずることを希望して、本案に賛成するものであります。

○藥師神委員長 寺崎覺君。

○寺崎覺委員 私は農民協同党を代表いたしますして本案に賛成をいたします。

○藥師神委員長 これにて討論は終局いたしました。ただちに採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○藥師神委員長 起立総員、よつて本案は原案の通り可決いたしました。

な。お本案に関する委員会の報告書につきましては、委員長に御一任を願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ふ者あり〕

○薬師神委員長 御異議なしと認めます。よつてさうにとりからはからいます。

○薬師神委員長 お諮りいたします。輕井沢国際親善文化観光都市建設法案が付託されております。これを追加して議題にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと仰ふ者あり〕

○薬師神委員長 御異議なしと認めさうに決します。

それでは輕井沢国際親善文化観光都市建設法案を議題にいたします。まず提案者黒澤富次郎君より提案理由の説明を聴取することにいたします。黒澤富次郎君

輕井沢国際親善文化観光都市建設法案  
輕井沢国際親善文化観光都市建設法  
設法  
(目的)  
第一条 この法律は、輕井沢町が世界において稀にみる高原美を有し、すぐれた保健地であり、国際親善に貢献した歴史的実績を有するに堪がみ、国際親善と国際文化の交流を盛んにして世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化観光施設を整備充実にして、外客の誘致を図り、わが国の經濟復興に寄与するため、同町を国際親善文化観光都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二条 輕井沢国際親善文化観光都市を建設する都市計画(以下「輕井沢国際親善文化観光都市建設計画」という。)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一条に定める都市計画の外、国際親善文化観光都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 輕井沢国際親善文化観光都市を建設する事業(以下「輕井沢国際親善文化観光都市建設事業」という。)は、輕井沢国際親善文化観光都市建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第三条 輕井沢国際親善文化観光都市建設事業は、輕井沢町の町長が執行する。

2 輕井沢町の町長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、輕井沢国際親善文化観光都市を完成することについて、不断の活動をしなればならない。

(事業の援助)

第四条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、輕井沢国際親善文化観光都市建設事業が第一条の目的にたらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

第五条 国は、輕井沢国際親善文化観光都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八条の規

定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第六条 輕井沢国際親善文化観光都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、輕井沢国際親善文化観光都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第七条 輕井沢国際親善文化観光都市建設計画及び輕井沢国際親善文化観光都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の輕井沢都市計画事業は、これを輕井沢国際親善文化観光都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第九十五条の規定により、輕井沢町の住民の投票に付するものとする。

理由

輕井沢町が、世界において稀にみる独特の高原美を有し、すぐれた保健地たるとともに、国際親善と世界平和の維持に貢献した歴史的事実にかんがみ、同町を国際親善文化観光都市として建設することは全人類の希

求する世界恒久平和の招来を促進することであり、また国際文化の向上とわが国の経済復興に寄与するゆえである。この目的を達成するため法的措置が必要である。これが、この法律案を提出する理由である。

○黒澤富次郎君 たいだいま議題となりました輕井沢国際親善文化観光都市建設法案につきまして、提案者を代表いたしまして私よりきわめて簡単に提案理由を御説明申し上げたいと存じます。

輕井沢町が世界においてまれに見る独特の高原美を有し、すぐれた保健地たるとともに、国際親善と世界平和の維持に貢献した歴史的事実にかんがみ、同町を国際親善文化観光都市として建設することは、全人類の希求する世界恒久平和の招来を促進することであり、また国際文化の向上とわが国の経済復興に寄与するゆえんであります。この目的を達成せんがために法的措置が必要であります。これがこの法律案を提出した理由であります。何とぞ慎重審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○今村(忠)委員 提案者の一人として簡単に説明をつけ加えさせていただきます。

提案の理由は、今黒澤氏から申した通りであります。御承知の通り輕井沢は、歴史的に、国際的に実在海外に知られている所でありまして、現在海外の人で居住している数は四百二十名に達しております。おそらく全国的にかく多数の方が居住されるということ、輕井沢が他の土地と比較して最も多いのではないかと考えられるのであ

ります。また今までにかような意味の特別都市が順次できたのであります。が、現在までのものは主として海岸地帯ないしは温泉地ということでありましたが、趣きをかえて、ぜひともこの山嶽地帯の輕井沢もそれに加えていただきたいと考えるのであります。將來かような特別都市に対する法律についても、いろいろ研究をされなければならぬ点もあるかと存じますが、この際ぜひともこの建設法案が通過いたしますよう、皆さんの御協力を切に願います。次第であります。

○磯部神委員 これより本案に對しまして質疑を順次許します。田中角榮君。

○田中(角)委員 たいだいま議題となつております輕井沢国際親善文化観光都市建設法案につきまして、私個人といたしましてはいろいろ意見もあるものであります。建設委員会といたしましては、この種法案をすでに十幾つか審議をし、通過したしているものであります。しかも議員提出法案であります。同じこの種の法律案を通過して現在、本法律案に限ってこれが通過に反対をするという根拠も非常に薄いのであります。すでに結論的には賛成をしなければならぬのではないかと考えているのであります。ただこの輕井沢の問題は、前に公布せられたこの種法律案と異なつて、輕井沢がいわゆる都市というよりも、もう少し規模が小さいような状態である。これは輕井沢を中心とした輕井沢一帯が目標になるのであります。この種の法律案の表現としては観光都市建設法案というのではなく、観光地域の特種な指定を行うという方が、私は筋が通つて

いるのではないかと思うのであります。この種のものをいわずに観光都市建設法案ということになりますと、日光、松島その他これに類するものがまた陸續として出て来るおそれがあると考えているわけでありまして、だから本法律案に對しては、相当委員会としても定義をはつきりして審議をしなければならぬのではないかとこのことを考えます。私はその意味において本法律案に對しては注文もあるものであります。いろいろ法律案を審議し、通過をせしめた本委員会の全体の結論として、この種法律案を統一するところの国際文化観光都市建設法案ともいふべきものをつくりたいという意見が圧倒的にあるのであります。しかも過ぐる国会には、当委員会といたしましては、この種法律案の統一をいたすために、法律案の準備をいたして、その筋へ許可を求めておつたというやうな経緯もありますので、この法律案を審議した後は、この種法律案に對しては早急に本委員会が主導権をとり、この種法律案の整理統合とでも申しますか、一つの基準法的なものをつくることに努力せられんことを私自身希望いたしているわけでありまして、

なおこの法律案の内容等につきましては、現在の私といたしましては異論はありません。

○黒澤富次郎君 たいだいま田中委員の御発言もつともだと思つております。輕井沢の町それ自体は小さいから、こいうようにしろというやうなお説のようでございます。もちろん細則には、輕井沢をこめた広義小諸、上田その他を含めまして、非常に大きい、広い範圍になつてゐるわけでございます。御

世界の恒久平和に寄与することができ

執行事務と軽井沢町長が執行する事業計画の間に、どういつたように相互調

ことをお考え願いたいと思います。と同時に先ほど申し上げた通り、この種

田内閣の政治下におきまして、この風  
光明媚な輕井沢を國際親善に、また世

ところ、補助することなくは絶対不可能である。しかして特定国の管理下

における国際放送局というものは、どういう放送をするかといえ、これまた反ソ反共の宣伝である。こういうことにおきまして、われ／＼はどうてい賛成することはできないのであります。

四大国の協和に基づく全面講和を達成するというこの大政策のもとにおいて、初めて第一条の目的が達成されるのであります。単独講和を希求しておる。そうして共産主義側圧の一勢力たらんとしているこの吉田内閣のもとにおいては、こういった第一条の目的はまったく虚偽と欺瞞でありまして、実際は軽井沢町をある特定の一国に売り渡すものであると断ぜざるを得ないのであります。そういう意味において、私は反対するものであります。

○薬師神委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決に入ります。本案に御賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○薬師神委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会の報告書作成につきましては、委員会に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○薬師神委員長 御異議なければ、さように決します。

次会は公報をもつて御通知を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

〔参照〕

河川法の一部を改正する法律案(西

村英二君外十一名提出)に関する報告書  
軽井沢国際親善文化観光都市建設法案(黒澤富次郎君外百二十名提出)に関する報告書  
(都合により別冊附録に掲載)